

## 与那国町診療所の指定管理者募集要綱

この要綱は、与那国町診療所設置及び管理に関する条例（平成 23 年与那国町条例第 7 号。以下「条例」という。）に基づき管理を行う法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）の募集に関して、与那国町の公の施設の管理に関する基本条例（平成 18 年与那国町条例第 5 号、以下「基本条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定め指定管理の募集を行うものである。

### 1 施設の概要

- (1) 施設名称 与那国町診療所（以下診療所という。）
- (2) 所在地 沖縄県八重山郡与那国町字与那国 125 番地 1
- (3) 建物・敷地
  - 敷地面積 776.37 m<sup>2</sup>
    - ア 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建（現診療所）  
建築年次 昭和 48 年  
延床面積 248.69 m<sup>2</sup>
    - イ 構 造 鉄筋コンクリート造二階建（旧診療所 1 階部分）  
建築年次 昭和 62 年  
延床面積 193.2 m<sup>2</sup>
- (4) 開設年月日 昭和 48 年 9 月 25 日
- (5) 施設内容
  - 診察室（2 診）、処置室、X線検査室、CT撮影室、臨床検査室、薬品保管庫、休憩室
- (6) 主な医療機器
  - X線撮影装置、CT装置、超音波診断装置、除細動器、心電計、小型高周波電気手術器、眼圧計、レフケラメーター、細隙灯顕微鏡、聴力検査機器、医療用酸素濃縮器
  - 臨床検査機器一式（血算、生化学、凝固、尿検査、HbA1c、心筋マーカーなど）

### 2 診療日等

- (1) 診療日 月曜から金曜日まで
  - (2) 診療時間 午前 9 時から午後 5 時まで
  - (3) 休診日
    - ア 土曜日及び日曜日
    - イ 国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
    - ウ 6 月 23 日（慰霊の日）、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- ※ただし、緊急を要する場合その他指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ町長の承認を受けて診療日及び診療時間を変更することができる。

### 3 管理に関する基本事項

- (1) 町民が安心して医療を受けられる環境の維持
- (2) 継続的な医師の確保
- (3) 初期研修医・医学生の受け入れと教育体制の整備
- (4) 適切な医療の提供に努めること
- (5) 効率的な運営を行うこと
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。

### 4 指定管理者が行う業務内容

- (1) 診療等に関する次に掲げる業務
  - ア 外来診療（1日平均患者数 20～30名程度）
  - イ 休診日・時間外オンラインコール対応
  - ウ 薬剤又は治療材料の支給
  - エ 居宅における療養上の管理
  - オ 感染症及び各種疾病の予防
- (2) 町が指定する公衆衛生に関する業務
- (3) 前各号に掲げる業務に付随する業務
- (4) 災害時医療
  - ア 「町地域防災計画」に基づき、常時から災害に対応できる体制の整備
- (5) 医療を実施するための機能の充実
  - ア 医療における安全管理
  - イ 医療情報の管理
  - ウ インフォームドコンセントの徹底

### 5 指定管理に関する経費等の取扱

#### (1) 管理運営に要する経費

診療所の管理運営に要する経費は、利用料金（診療報酬等）及び自主事業の収入、並びに町が支払う指定管理料によって賄うこととする。このうち、指定期間中に町が支払う指定管理料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募団体から提案を求めます。なお、町からの指定管理料の支払方法については、町と指定管理者が協議し、双方で締結する協定書で定めることとする。

基準価格 5,500万円（消費税及び地方消費税を含む）

※1 基準価格を超える提案があった場合には失格となるので、注意すること。

## (2) 利用料金制度の採用と町受託事業の取扱

### ア 利用料金制度の採用

指定管理施設の利用については、条例第6条に規定する使用料及び手数料を当該指定管理施設の利用にかかる料金（「利用料金」）として指定管理者の収入とする。

### イ 町からの受託事業の取扱い

町からの受託事業は、指定管理者の収入とする。

## (3) 管理口座・区分経理について

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、法人等自体の口座とは別の口座で管理することとする。また、指定管理者としての業務に係る経理と、その他の法人等に係る経理は区分して整理すること。

## (4) 診療所の運営業務

診療所の運営にかかる経費（医師2人・看護師3人・事務職員3人等の人物費、薬品費、旅費、消耗品等）、施設等の維持管理経費（光熱費、保守点検費、清掃費、小破修繕等）その他の経費は、管理者が負担することとする。ただし、施設・設備及び医療機器等の更新・修繕に係る費用負担の区分については、（5）及び（6）の定めによるものとする。

## (5) 施設・設備及び備品等の維持管理

診療所の土地・建物・設備・付帯施設の維持管理全般は、指定管理者が行うこととする。なお、管理にあたっては、法令等に定める有資格者を配置すること。

### ア 土地 1（2）に記載する土地を無償で町より貸与。

### イ 建物・構造物 1（3）に記載する建物を無償で町より貸与。

### ウ 建物、設備、付帯施設の資産価値を増進する増築・改良工事等については、町と指定管理者が事前に協議を行い、町の負担により町が行う。

### エ 建物、設備、付帯施設の資産価値を維持する保守・修繕工事のうち、1件20万円以上の保守・修繕工事等は、町の負担により町が、1件20万円未満の保守・修繕工事等は、指定管理者の負担により指定管理者が行う。

## (6) 医療機器・備品の維持管理

原則として1件20万円以上の医療機器・備品等の新規整備及び更新は、町と指定管理者が事前に協議を行い、町の負担により町が行う。

上記以外の医療機器・備品等の整備・更新・小破修繕は、指定管理者の負担により指定管理者が行う。

## 6 管理の基準

### (1) 関係法令等の遵守

関係法令及び条例等の規定を遵守することとする。

### (2) 施設及び物品等の維持管理

施設及び物品等の維持管理を適切に行うこと。

### (3) 個人情報の取扱い

指定管理者が指定管理施設の管理を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、き損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じることとする。

個人情報の漏えい等の行為には、与那国町個人情報保護条例(平成22年条例第6号)に基づく罰則が適用される場合があります。

### (4) 守秘義務

指定管理者は施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないこととする。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定管理者の指定を取り消され、又は、従事者が職を退いた後においても同様とする。

### (5) 情報公開

指定管理者が管理業務に伴い作成し、または取得した文書で指定管理者が管理しているものの公開については、別途情報公開規定等を定めることとし、適正に情報公開を行うこととする。

### (6) 文書の管理・保存

指定管理者が管理業務に伴い作成し、または受領する文書等は、別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理・保管することとする。また指定管理終了時に、町の指示に従って引き渡すこととする。

### (7) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、業務の一部についてあらかじめ町が認めた場合はこの限りではない。

## 7 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

なお、指定期間に中に指定管理業務の見直しを行う必要が生じた場合は、町と指定管理者が協議を行うこととする。

## 8 応募資格

法人等の団体であって次のアからエまでのいずれかに該当する者であること

- ア 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に規定する厚生労働大臣の定める者
- イ 医療法第 39 条第 2 項に規定する医療法人
- ウ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人のうち病院又は診療所を開設している者
- エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 33 条第 2 項の規定により設立した公益法人のうち病院又は診療所を開設している者

## 9 申請の手続き

### （1）公募による選定

基本条例第 3 条の規定に基づき、公募による選定とさせていただきます。

### （2）申請書類

前号の規定により指定管理者の指定を受けようとするときは、指定管理者指定申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添付して提出していただきます。

- ア 申請資格を有していることを証する書類（申請資格に係る申立書（別紙様式 1）  
法人にあっては登記事項証明書、非法人にあっては団体の代表者の身分証明書、  
国・地方税の納税証明書又は納税義務がない旨の申立書等
- イ 当該施設の管理運営に関する指定期間中の事業計画書および収支計画書
- ウ 経営状況を説明する書類  
前事業年度の収支（損益）計画書・貸借対照表、財産目録、事業報告書、現事業  
年度の収支予算書及び事業計画書
- エ 定款または寄付行為、役員名簿、組織図
- オ その他町長等が指定する書類（上記書類のうち該当するのみ）

### （3）申請書類の提出方法

ア 募集・受付期間 令和 7 年 12 月 25 日（木）から令和 8 年 1 月 13 日（火）

イ 質問受付 令和 7 年 12 月 25 日から令和 8 年 1 月 8 日（木）

担当者連絡先：maji-h@town.yonaguni.lg.jp

ウ 提出期限 令和 8 年 1 月 13 日（火）17 時まで（必着）

エ 提出先 与那国町役場長寿福祉課

〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国 129 番地

オ 提出方法 郵送

カ 提出部数 正本 1 部、副本 2 部（複写化）

### （4）提出書類の取扱

ア 申請に係る経費は、申請者の負担とします。

イ 申請書等の提出書類は、原則として公表いたしません。

ウ 提出書類は返却いたしません。

## **10 選考方法**

- (1) 指定管理者の候補者は、指定管理者選定委員会において事業計画書等の審査を行い選定する（審査の結果、候補者に適格者がないと認める場合は、候補者を選定しないことがある。）必要に応じて、応募者から提出書類の内容について聞き取り調査を行う。
- (2) 面接審査を必要に応じて行う場合がある。（現地またはオンラインにて実施）

## **11 選定結果の通知**

選定の結果については、決定次第速やかに申請者に対して文書で通知いたします。

## **12 その他**

- (1) 院外処方  
島外の調剤薬局と連携し、院外処方箋による薬剤提供を行っている。
- (2) 医師住宅  
医師住宅の確保については、町の責任において行う。

様式第1号（第3条関係）

## 指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

与那国町長 殿

主たる事務所の所在地  
申請者名  
代表者職氏名  
電話番号

与那国町の公の施設の管理に関する基本条例第3条第3項の規定により、次のとおり指定管理者の指定を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

### 記

- 1 公の施設の名称及び所在地  
名 称 与那国町診療所  
所在地 与那国町字与那国125番地1

### 添付書類

- 1 申請資格を有していることを証する書類（申請資格に係る申立書（別紙様式1））  
登記事項証明書
- 2 施設管理に関する指定期間中の事業計画書及び収支計画書
- 3 経営状況を説明する書類  
前事業年度の正味財産増減計画書・貸借対照表、財産目録、業績報告書、現事業年度の収支予算書、及び事業計画書
- 4 定款、役員名簿、組織図
- 5 その他町長等が指定する書類（上記書類のうち該当するもののみ）

(別紙様式1)

申請資格に係る申立書

令和 年 月 日

与那国町長

殿

主たる事務所の所在地

申 請 者 名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

与那国町診療所の指定管理者募集要項の申請手続きに基づき、当団体が下記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

記

- 1 当該団体の役員(法人以外の団体にあっては、当該団体の代表者)のうち次のいずれかに該当する者がある団体
  - (1) 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産者で復権を得ない者
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- 3 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある団体
- 4 破産開始の決定を受けた法人又は清算法人
- 5 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者がある法人
- 6 国税又は地方税を滞納している団体
- 7 その他町長等が定める事項

添付書類

- (1) 法人にあっては登記事項証明書、非法人にあっては団体の代表者の身分証明書
- (2) 国・地方税の納税証明書又は納税義務がない旨の申立書等